

独立行政法人の概要（その1）

NO.	91	所管	国交省	法人名	独立行政法人海上災害防止センター	職員の身分	非国家公務員	
法人概要		<ul style="list-style-type: none"> 船舶海難等により流出した油等の防除措置の実施 船舶乗組員等を対象とする海上防災のための訓練の実施 						
沿革		昭51.10 認可法人海上災害防止センター → 平15.10 独立行政法人海上災害防止センター						
事業の概要	事業名	概要						
	防災措置業務	船舶海難等に伴う油等の排出、船舶火災等の海上災害が発生した場合、 <ul style="list-style-type: none"> 海上保安庁長官の指示による排出油等防除措置の実施 船舶所有者等の委託による排出油等防除、消火措置の実施 を行う。						
	機材業務	オイルフェンス、油処理剤等の油防除資材、油回収装置等の機械器具及び消防船等を保有し、契約に基づき船舶所有者等に供与する。						
	訓練業務	研修所、油防除訓練施設及び消防演習場を保有し、タンカー等の乗組員、エネルギー関連施設の安全担当者、自治体関係者（消防職員）等を対象とした各種講習及び実働訓練を行う。						
	調査研究業務	油等の海上への排出や海上火災が発生した場合の措置に必要な機械器具及び油防除資機材の開発のほか、これらを使用した防除技術の調査・研究を行う。						
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
役員総数(官庁OB数)(10.1時点)		5 (2)	5 (2)	5 (2)	5 (2)			
常勤役員数		4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)			
非常勤役員数		1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)			
常勤職員数[官庁OB](現役出向)(1.1時点)		31	29	29	29 8			
非常勤職員数(官庁OB)(1.1時点)		8 (1)	8 (1)	7 (1)	13 (6)			
非人件費ポストの官庁OB数(H21.12.11時点)(廃止予定ポスト)		0 (—)						
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴別)		117.1 (118.0)	113.5 (114.4)	111.6 (112.8)	— (—)			
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴別)		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
国からの 財政支出 額の推移 (百万円)	年度	平成19年度(当初)	平成20年度(当初)	平成21年度(当初)	平成22年度(政府案)			
	一般会計	—	—	—	—			
	うち運営費交付金	—	—	—	—			
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—			
	うちその他の補助金等	—	—	—	—			
	特別会計	—	—	—	—			
	うち運営費交付金	—	—	—	—			
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—			
	うちその他の補助金等	—	—	—	—			
	計	—	—	—	—			
支出予算額の推移(百万円)		1,888	2,964	3,051	3,084			
収入予算額の推移(百万円)		1,888	2,964	3,051	3,084			
国の財政支出/収入予算額(%)		—	—	—	—			
財務データ (平成20年度、百万円)		資産合計	7,026	うち流動資産	1,821			
		負債合計	1,854	純資産合計	5,172	うち利益剰余金	2,565	
(参考) 事業仕分けにおける指摘事項等								
【項目名】								
【評 決】								
【反映の状況】								
【項目名】								
【評 決】								
【反映の状況】								

独立行政法人の概要（その2）

1/1

NO.	91	所管	国交省	法人名	独立行政法人海上災害防止センター
-----	----	----	-----	-----	------------------

○事務・事業の構造等（平成21年度）

（金額：百万円）

事務・事業の構造等（平成21年度）	事務・事業名	事務・事業のスキーム （個別事業分類ごとの 決定スキーム、関係法条等）	支出予算額 （平成21年度合計）	収入予算額 （平成21年度合計）		特定関連会社・公益法人への支出 （平成21年度合計）		
				内訳	（名称）	（額）	法人名	額
				国費	自己収入			
	防災措置業務	1. 海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施。 （海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の26） 2. 船舶所有者その他の委託により、排出油等の防除、消防船による消火延焼の防止その他海上防災のための措置を実施。	882	合計		882	-	-
				国費	運営費交付金	-	-	-
					施設整備補助金	-	-	-
					〇〇費補助金	-	-	-
自己収入	(受託・手数料収入等)	882	-	-				
	機材業務	海上防災のための船舶、機材器具及び資材を保有し、船舶所有者等の申込みに応じ供与。	1347	合計		1347	-	-
				国費	運営費交付金	-	-	-
					施設整備補助金	-	-	-
					〇〇費補助金	-	-	-
自己収入	(受託・手数料収入等)	1347	-	-				
	訓練業務	受講希望者の申し込みに応じ、各種講習及び実動訓練を実施。	515	合計		515	-	-
				国費	運営費交付金	-	-	-
					施設整備補助金	-	-	-
					〇〇費補助金	-	-	-
自己収入	(受託・手数料収入等)	515	-	-				
	調査研究業務	中期目標等で調査研究の目標を定めて実施。	307	合計		307	-	-
				国費	運営費交付金	-	-	-
					施設整備補助金	-	-	-
					〇〇費補助金	-	-	-
自己収入	(受託・手数料収入等)	307	-	-				

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

<平成21年度予算合計>

（金額：百万円）

		合計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
特別会計	法人合計	-			

事業番号 A-8-(1)

施策・事業シート (概要説明書)

独立行政法人名	海上災害防止センター	事業名	防災措置業務				
担当法人内組織名	防災部	事業開始年度	平成15年度				
担当府省・局・課室名	海上保安庁 環境防災課	作成責任者	環境防災課長 河村俊信				
根拠法令 (具体的な条文 (○条○項など) も記載)	海洋汚染防止法第42条の25第1号、第2号	関係する通知、計画等					
実施方法	■直接実施						
	□業務委託等 (委託先等:)						
	□補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:)						
	□貸付 (貸付先:) □その他 ()						
事業 / 制度概要	目的 (何のために)	大規模な油の流出等、個々の原因者では対応の困難な海上災害等について、原因者等に代わって、その防除等の措置を実施することにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。					
	対象 (誰/何を対象に)	油等を排出させた船舶及びその所有者等					
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	1. 海上保安庁長官の指示により、排出された油や有害液体物質 (HNS) の防除のための措置を実施。(海洋汚染防止法第42条の26) 2. 船舶所有者その他の委託により、排出された油や有害液体物質 (HNS) の防除、消防船による消火延焼の防止その他海上防災のための措置を実施。 注) 有害液体物質 (HNS) の防除のための措置については、国際条約の発効に伴う平成19年の規制強化に伴い、センターの業務として追加されたもの。					
	実施体制	本部 防災部 7人 (事前契約している作業実施事業者 全国160事業者)					
コスト	平成21年度予算額		財源	運営費交付金	0	百万円	
	事業費	743		百万円	施設整備費補助金	0	百万円
					〇〇補助金	0	百万円
	人件費	124		百万円	〇〇委託費	0	百万円
					その他 ()	0	百万円
	総計	867		百万円	自己収入 (受託収入等)	861	百万円
					その他 (基金利息収入等)	21	百万円
					計 (B)	882	百万円
国費等依存率 (A/B)			0		%		
これまでの事業費等 (単位百万円)	年度	総額	備考 (契約の実績等)				
	H19(決算額)	914	随意契約 (20%)	HNS基地維持管理及び緊急対応契約等競争性のある契約 (80%) HNS対応資機材購入等			
	H20(決算額)	685	随意契約 (19%)	HNS基地維持管理及び緊急対応契約等競争性のある契約 (81%) HNS対応資機材購入等			
	H21(予算)	867	随意契約 (18%)	HNS基地維持管理及び緊急対応契約等競争性のある契約 (82%) HNS対応資機材購入等			
	H22(予算)	878	—				
平成22年度事業費内訳 (補助金の場合は負担割合等も)	受託経費 499百万円、人件費 123百万円、次期への繰越金 256百万円						
事業実施状況	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度		
	防災措置業務実施件数	件数	1	2	4		
予算執行率	HNS業務契約件数	件数	—	2,180	2,144		
		%	216	93	—		

施策・事業シート（概要説明書）

独立行政法人名	海上災害防止センター	事業名	防災措置業務		
担当法人内組織名	防災部	事業開始年度	平成15年度		
担当府省・局・課室名	海上保安庁 環境防災課	作成責任者	環境防災課長 河村俊信		
事業/制度の必要性	船舶等から海上への油の流出等は、本来、その原因者において防除等の措置を行う責務があるが、大規模な流出に至った場合等には、個々の原因者では対応が困難である一方、その影響は広範囲に及び、環境・安全・経済にも甚大な影響を及ぼすこととなる。このため、センターが原因者等に代わって油防除等の措置を行う本事業が設けられたものであり、大規模海上災害の防止に必須のものとなっている。				
他の主体（国、自治体、他独法、民間等）による類似事業	なし。 ただし、小規模の油流出等に地域的に対応する民間事業者は、各地域に存在。				
他の主体（国、自治体、他独法、民間等）との連携・役割分担	原因者：一義的な防除義務者として油の防除を実施 センター：大規模流出等の際に原因者の委託を受け油の防除を実施 国（海保）：原因者の防除を指導・監視。不十分な場合等には、自ら又はセンターに指示して油の防除を実施				
中期目標における記載（抜粋）	○第二期中期目標（期間：平成20年4月1日～平成23年3月31日） 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (1)海上防災措置業務 ①海上防災措置業務の適時・適確な実施 海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。 ②HNS防除体制の充実強化 HNSの防除措置を適確に実施するため、契約防災措置実施者に対する研修等を実施し、HNS防除能力の向上を図ることにより、防除体制を強化する。 また、センターが有するHNS防除に関する資機材・ノウハウ等を有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。				
中期計画における記載（抜粋）	○第二期中期計画（期間：平成20年4月1日～平成23年3月31日） 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1)海上防災措置業務 ①海上防災措置業務の適時・適確な実施 海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。 ②HNS防除体制の充実強化 HNSの防除措置能力を向上させ、防除体制の強化を図るため、毎年度、契約防災措置実施者に対して「有害物質コース」（国際海事機関がITMに準拠）を主体とした研修を実施し、HNS防除措置に係る知識と技能を教授する。 また、センターが保有するHNS防除資機材・人員の動員システムやセンターがこれまで培ってきたHNS防除に関するノウハウを有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。				
21年度計画における記載（抜粋）	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1)海上防災措置業務 ①海上防災措置業務の適時・適確な実施 海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。 ②HNS防除体制の充実強化 ア 契約防災措置実施者に対する訓練 イ HNS防除資機材の整備 ウ HNS防除に関するサービス提供 エ 石油コンビナート地区における防災業務に関する取組みの推進				
目標達成状況（中期目標等に係る指標の達成状況等）	【成果指標名】/ 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	防災措置業務の件数（1、2号業務）	件数	1	2	4
事業/制度の自己評価・独法評価委員会による評価	(自己評価/平成20年度業務実績報告書による報告) 平成20年度における取り組み 海上保安庁からの指示（1号業務） 実績なし 船舶所有者その他の者からの委託（2号業務） 2件 (国土交通省評価委員会評価結果) 海上防災措置業務の適時適確な実施 4点 理由：船舶所有者等からの委託に基づき、2件の事故に出動し、排出油等防除措置を適確に実施した。 (政策評価・独立行政法人評価委員会) 指摘なし。				
諸外国での類似事業の例	韓 国：類似事業については、公団（海洋環境管理公団）が実施。 その他：英国、米国、ノルウェー等多くの国で、国から独立した機関が実施。				
過去の行革等における指摘事項（整理合理化計画等）	○独立行政法人等整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定） 以下の3点の枠組みを維持した上で、独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施する方向で検討し、次期中期目標期間中に、必要な措置を講ずる。 ①緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施 ②上記①に要した費用のうち、事故船舶所有者等から徴収できない分についての国費による補てん ③防災基金への国の関与				
特記事項（事業/制度の沿革、事業の効率化に向けた取組み、昨年の事業仕分けにおける指摘事項及びその対応等）					

独立行政法人 海上災害防止センターの業務概要 (防災措置業務)

1

昭和51年10月 認可法人海上災害防止センター 設立
 平成15年10月 独立行政法人海上災害防止センター 設立

我が国における海上防災体制の一翼を担う中核機関として、約30年に亘って活動

◆ 防災措置業務

- 1 海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施
 【原因者に防除費用を請求】
- 2 原因者（船舶所有者等）の委託により、排出油等の防除のための措置及び消火等の措置を実施
 【原因者より受託料を受受】



◆ 有事に備えた準備業務

◆ 機材業務

排出油防除資機材等（油回収装置、オイルフェンス、消防船等）の保有、船舶所有者等への契約供与
 【契約者から受託料を受受】



◆ 訓練業務

海上防災のための措置に関する訓練の実施
 【受講者から受講料を受受】



◆ 調査研究業務

資機材及び海上防災のための措置に関する技術の調査研究及び成果の普及
 【委託者から受託料を受受（受託調査の場合）】

危機対応 【有事】

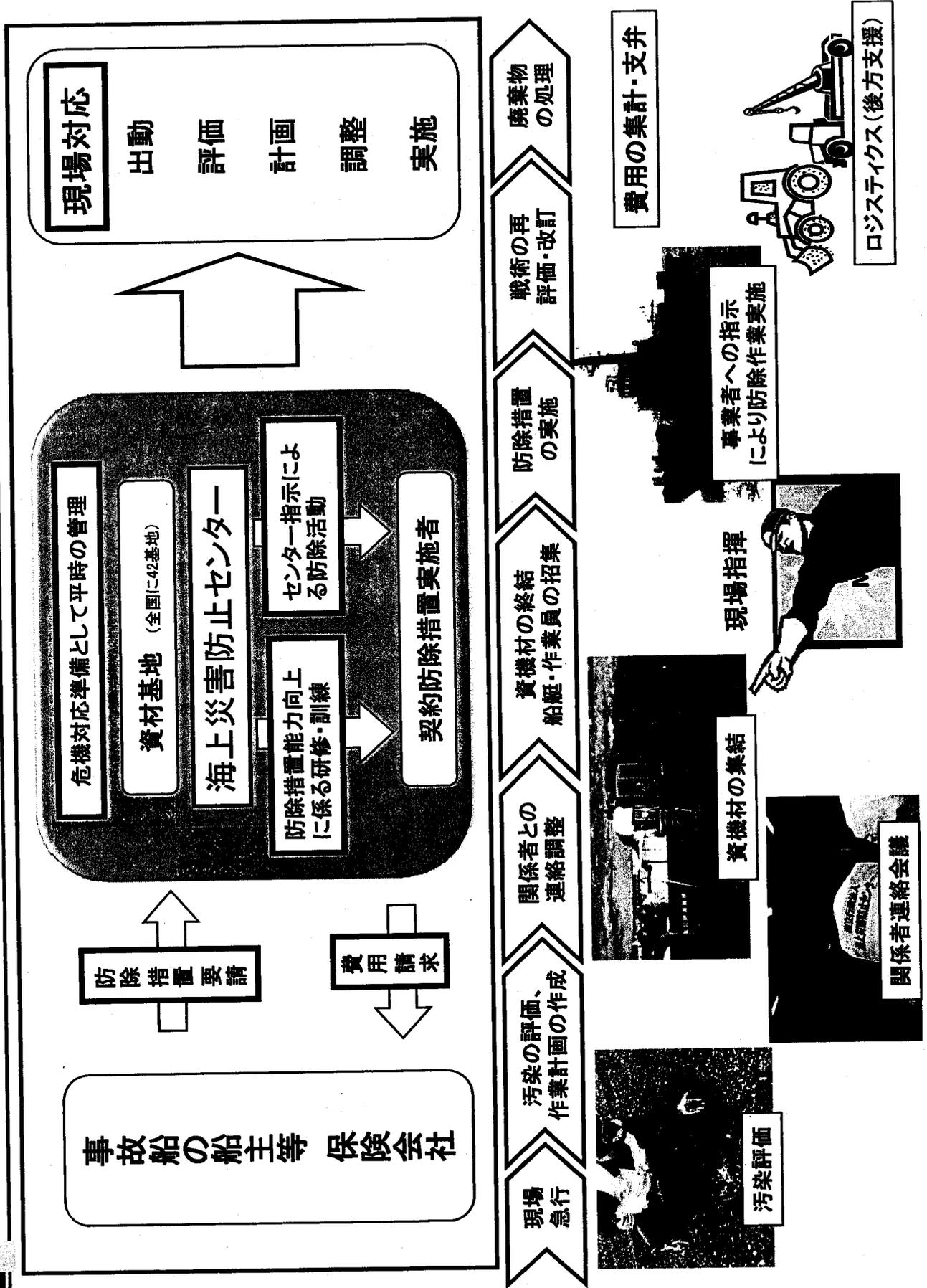
危機対応に必要な備え

危機管理 【平時】

海上災害の発生及び拡大の防止
 生命、身体、財産の保護

独立行政法人 海上災害防止センターの防除措置業務の流れ

②



施策・事業シート(概要説明書)

独立行政法人名	海上災害防止センター	事業名	機材業務				
担当法人内組織名	機材部、防災部	事業開始年度	平成15年度				
担当府省・局・課室名	海上保安庁 環境防災課	作成責任者	環境防災課長 河村俊信				
根拠法令(具体的な条文(〇条〇項など)も記載)	海洋汚染防止法第42条の25第3号	関係する通知、計画等					
実施方法	■直接実施						
	□業務委託等(委託先等:)						
	□補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:)						
	□貸付(貸付先:) □その他()						
事業/制度概要	目的(何のために)	海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者に供与することにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。					
	対象(誰/何を対象に)	油タンカー、LNG船等の船舶及びその所有者					
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	海上防災のための船舶、機械器具及び資材を有し、船舶所有者等の申込みに応じ供与。					
	実施体制	本部 機材部4人、防災部1人					
コスト	平成21年度予算額		財源	運営費交付金	0	百万円	
	事業費	1,214		百万円	施設整備費補助金	0	百万円
					〇〇補助金	0	百万円
	人件費	109		百万円	〇〇委託費	0	百万円
					その他()	0	百万円
	総計	1,323		百万円	自己収入(受託収入等)	1,298	百万円
					その他(基金利息収入等)	49	百万円
					計(B)	1,347	百万円
			国費等依存率(A/B)	0	%		
これまでの事業費等(単位百万円)	年度	総額	備考(契約の実績等)				
	H19(決算額)	1,281	随意契約(48%) 競争性のある契約(52%)	油防除資材保管管理契約等 燃料油購入等			
	H20(決算額)	1,382	随意契約(9%) 競争性のある契約(91%)	油防除資材保管管理契約等 燃料油購入等			
	H21(予算)	1,323	随意契約(2%) 競争性のある契約(98%)	船舶動静情報の購入等 油防除資材保管管理契約等			
H22(予算)	1,316		—				
平成22年度事業費内訳(補助金の場合は負担割合等も)	受託経費 532百万円、人件費 107百万円、民間借入金償還金等 14百万円 次期への繰越金 663百万円						
事業実施状況	【活動指標名】/ 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度		
	油防除資機材等備付証明書発行数	件数	2,149	2,208	1,845		
	危険物積載船航路警戒、荷役警戒数	件数	2,053	2,063	1,898		
予算執行率			%	99	97	—	

施策・事業シート（概要説明書）

独立行政法人名	海上災害防止センター	事業名	機材業務		
担当法人内組織名	機材部、防災部	事業開始年度	平成15年度		
担当府省・局・課室名	海上保安庁 環境防災課	作成責任者	環境防災課長 河村俊信		
事業/制度の必要性	船舶は広範囲に移動するものであるため、防除に必要な資機材の備付けについても、それぞれの船舶所有者が個々に行うのではなく、共同で各地域に配備することが合理的な場合が多い。このため、本事業が実施されているものであり、海上災害の防止には必須のものである。				
他の主体（国、自治体、他独法、民間等）による類似事業	油防除資機材の供与については、なし。 船舶による航路警戒については、民間事業者あり。				
他の主体（国、自治体、他独法、民間等）との連携・役割分担					
中期目標における記載	○第二期中期目標（期間：平成20年4月1日～平成23年3月31日） 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (2)機材業務 海防法第39条の3、第39条の4に規定する基準に適合する配備体制を維持するとともに、事故発生時に迅速に運用するための措置を講ずる。				
中期計画における記載	○第二期中期計画（期間：平成20年4月1日～平成23年3月31日） 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (2)機材業務 排出油防除資材（全国33基地）及び油回収装置等（全国10基地）の維持管理に努めるとともに、これら機材を迅速かつ確実に運用できるよう、各基地において毎年度1回の訓練を行う。				
21年度計画における記載	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (2)機材業務 ①資機材の維持管理 全国33基地に配備されたオイルフェンス等の排出油防除資材について、毎月保管状態を目視点検し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の使用に備える。 また、全国10基地に配備された油回収装置等について、毎月各装置の作動確認及び手入れを実施し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の出動に備える。 ②資機材の運用訓練 排出油防除資材を管理している33基地において搬出訓練を、油回収装置を管理運用している10基地において運用訓練を行う。				
目標達成状況 (中期目標等に係る指標の達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	資機材等の運用訓練（資機材基地33、油回収装置基地10）の回数	回	43	43	43
事業/制度の自己評価・独法評価委員会による評価	(自己評価/平成20年度業務実績報告書による報告) 平成20年度における取り組み 排出油防除資材搬出訓練を33基地において実施した。 油回収装置運用訓練を10基地において実施した。 (国土交通省評価委員会評価結果) 資機材の運用訓練 3点 (政策評価・独立行政法人評価委員会) 指摘なし。				
諸外国での類似事業の例	韓 国：類似事業については、公団（海洋環境管理公団）が実施。 その他：英国、米国、ノルウェー等多くの国で、国から独立した機関が実施。				
過去の行革等における指摘事項（整理合理化計画等）	○独立行政法人等整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定） 以下の3点の枠組みを維持した上で、独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施する方向で検討し、次期中期目標期間中に、必要な措置を講ずる。 ①緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施 ②上記①に要した費用のうち、事故船舶所有者等から徴収できない分についての国費による補てん ③防災基金への国の関与				
特記事項 (事業/制度の沿革、事業の効率化に向けた取組み、昨年の事業仕分けにおける指摘事項及びその対応等)					

機材業務

- 一定のタンカーに搭載が義務付けられているオイルフェンス、油処理剤等の法定資機材を全国各地に配備し、契約に基づき船舶所有者等に供与
【契約者から受託料を収受】

全国に資材整備、緊急時に供与

油回収装置 (全国10基地)



油防除資材 (全国33基地)

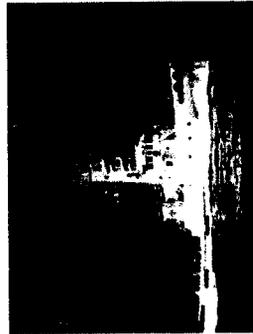


初期消火体制を24時間確保

- 東京湾において、消防船2隻を保有し、湾内に入りにする原油タンカー等の警戒業務を実施
【契約者から受託料を収受】



火災消火中の「きよたき」



消防船「おおたき」

防災措置業務

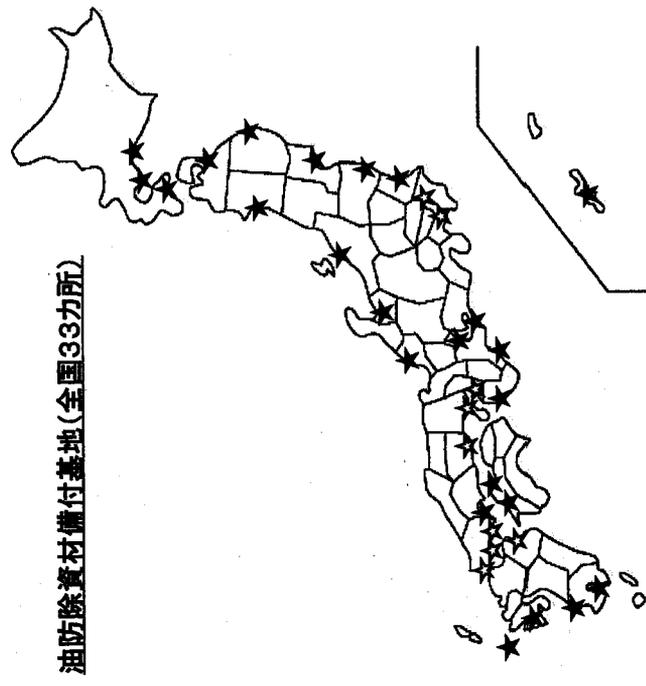
- 海上保安庁長官の指示により、排出油等の防除のため措置を実施
- 原因者(船舶所有者等)の委託により、排出油等の防除のための措置並びに消防船による消火及び延焼の防止等の措置を実施

即応体制の確保

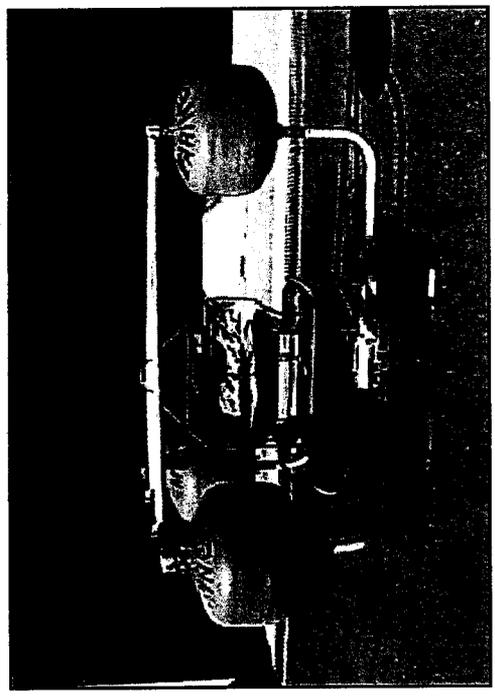
大規模災害の未然防止

<事業実施状況>

活動指標	単位	H19	H20	H21
油防除資機材等備付証明書発行数	件数	2,149	2,208	1,845
危険物積載船舶航路警戒、荷役警戒数	件数	2,053	2,063	1,898



油回収装置



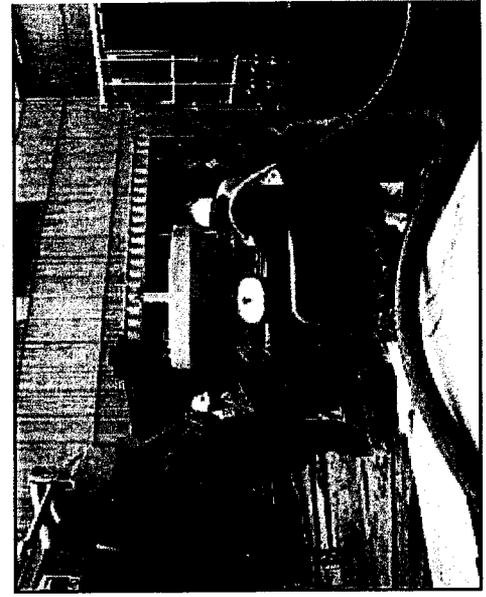
オイルフェンス



消防船



大型油回収装置



施策・事業シート(概要説明書)

独立行政法人名	海上災害防止センター	事業名	訓練業務					
担当法人内組織名	防災訓練所	事業開始年度	平成15年度					
担当府省・局・課室名	海上保安庁 環境防災課	作成責任者	環境防災課長 河村俊信					
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	海洋汚染防止法第42条の25第4号	関係する通知、計画等						
実施方法	■直接実施							
	□業務委託等(委託先等:)							
	□補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:)							
	□貸付(貸付先:) □その他()							
事業/制度概要	目的(何のために)	海上防災のための措置に関する訓練を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。						
	対象(誰/何を対象に)	油タンカー等の乗組員及び石油コンビナート等の石油・石化企業の自衛防災担当者等						
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	受講希望者の申込みに応じ、各種講習及び実働訓練を実施。						
	実施体制	本部 防災訓練所 8人						
コスト	事業費	平成21年度予算額		財源	運営費交付金	0	百万円	
		人件費	410		百万円	施設整備費補助金	0	百万円
						〇〇補助金	0	百万円
		総計	97		百万円	〇〇委託費	0	百万円
	その他()					0	百万円	
			自己収入(受託収入等)		499	百万円		
			その他(基金利息収入等)		16	百万円		
			計(B)		515	百万円		
		国費等依存率(A/B)	0	%				
これまでの事業費等(単位百万円)	年度	総額	備考(契約の実績等)					
	H19(決算額)	527	随意契約(8%)	消防訓練用油の購入等				
	H20(決算額)	611	競争性のある契約(92%)	作業用訓練車両購入等				
	H21(実績)	507	随意契約(55%)	消防訓練用油の購入等				
	H22(予算)	531	競争性のある契約(45%)	訓練研修用弁当購入等				
平成22年度事業費内訳(補助金の場合は負担割合等も)		受託経費 133百万円、人件費 98百万円、次期への繰越金 300百万円						
事業実施状況	【活動指標名】/ 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度			
	訓練受講生数	人	1,945	2,153	2,168			
予算執行率		%	97	105	—			

施策・事業シート(概要説明書)

独立行政法人名	海上災害防止センター	事業名	訓練業務		
担当法人内組織名	防災訓練所	事業開始年度	平成15年度		
担当府省・局・課室名	海上保安庁 環境防災課	作成責任者	環境防災課長 河村俊信		
事業/制度の必要性	油等の流出事故や海上火災に対応するためには、実際の防除活動や船舶における応急消火活動にあたる乗組員、職員の教育訓練が重要であるが、単なる座学に留まらない実習のための訓練施設や特殊な知識・技能を要するため、個々の事業者では対応が困難である。このため、本事業が実施されているものであり、海上災害の防止には必須のものとなっている。				
他の主体(国、自治体、他独法、民間等)による類似事業	なし。 ただし、座学のみによる消防講習を行う機関はあり。				
他の主体(国、自治体、他独法、民間等)との連携・役割分担					
中期目標における記載	<p>○第二期中期目標(平成20年4月1日～平成23年3月31日)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(3)海上防災訓練業務</p> <p>①訓練の重点化 「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に基づく船員法の法定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、実施する。</p> <p>②訓練参加者の能力向上 訓練終了後に実施する試験結果を踏まえ、一定基準に満たない者に対して補習等を行うことにより、訓練参加者の能力向上を図る。</p>				
中期計画における記載	<p>○第二期中期計画(平成20年4月1日～平成23年3月31日)</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(3)海上防災訓練業務</p> <p>①訓練の重点化 「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に基づく船員法の法定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、実施する。特に、消防訓練を受ける必要がある危険物積載船の上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた訓練計画を策定し、実施する。</p> <p>②訓練参加者の能力向上 訓練終了後に実施する試験の平均点が80点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。また、試験結果が70点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。</p>				
21年度計画における記載	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(3)海上防災訓練業務</p> <p>①訓練の重点化 海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に標準コース(5日間)を10回、消防実習コース(2日間)を8回それぞれ開催する。標準コース5日間のうち2日間は消火実習に主体をおいた計画とし、1日は油火災消火実習、他の1日はガス火災消火実習を実施する。また、消防実習コース(2日間)については油・液化ガス・液体化学薬品消火実習に1日を充てる他、船内捜索、保護具・検知器取扱実習等を実施する。また、今年度は、大容量泡放射訓練コース、原子力発電所火災コース等を新たに実施する。</p> <p>②訓練参加者の能力向上 訓練終了後に実施する試験の平均点が80点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。また、試験結果が70点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。</p>				
目標達成状況(中期目標等に係る指標の達成状況等)	【成果指標名】/ 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	訓練コース(標準コース、消防実習コース)の数	件数	20	19	19
	上記訓練コース受講生の試験の平均点	点	—	96	95
事業/制度の自己評価・独法評価委員会による評価	<p>(自己評価/平成20年度業務実績報告書による報告)</p> <p>平成20年度における取り組み 標準コース11回、消防実習コース8回をそれぞれ実施し、受講者に対し油・液化ガス・液体化学薬品に対応する消火実習を主体とした訓練を実施した。</p> <p>(国土交通省評価委員会評価結果)</p> <p>訓練の重点化 4点 理由: 標準コースの受講希望者が予定を上回ったが、他の訓練を変更せず、1回追加して実施した。 (政策評価・独立行政法人評価委員会) 指摘なし。</p>				
諸外国での類似事業の例	<p>韓 国: 類似事業については、公団(海洋環境管理公団)が実施。 その他: 英国、米国、ノルウェー等多くの国で、国から独立した機関が実施。</p>				
過去の行革等における指摘事項(整理合理化計画等)	<p>○独立行政法人等整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)</p> <p>以下の3点の枠組みを維持した上で、独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施する方向で検討し、次期中期目標期間中に、必要な措置を講ずる。</p> <p>①緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施 ②上記①に要した費用のうち、事故船舶所有者等から徴収できない分についての国費による補てん ③防災基金への国の関与</p>				
特記事項(事業/制度の沿革、事業の効率化に向けた取組み、昨年の事業仕分けにおける指摘事項及びその対応等)					

訓練業務

- 危険物積載船の乗組員、エネルギー関連施設の安全担当者、自治体関係者(消防職員)等に対して、海上防災に係る基礎知識の習得、海上火災の消火等の実践訓練を実施

【受講者から受講料を收受】

約55,000名が受講(累計)

★危険物積載船乗組員、石油・化学企業等のスキルアップ

- ※ 実際の油、火を使用した実戦的訓練
⇒安全で効果的・効率的な作業へ



亀裂甲板消火訓練



油除除機材取扱訓練

防災措置業務

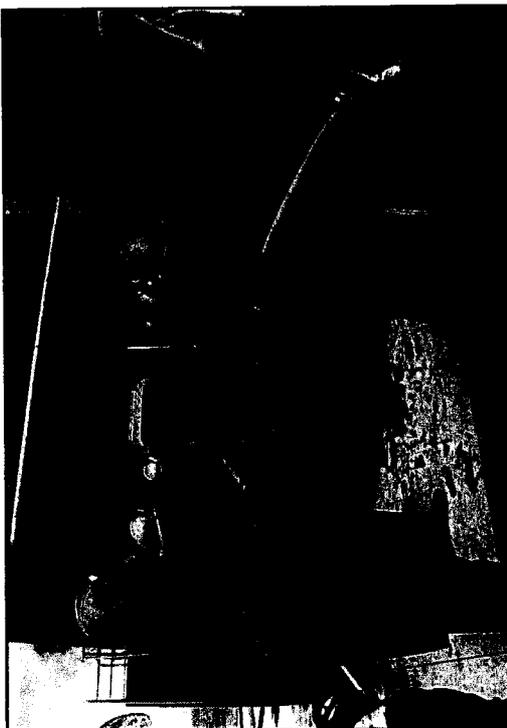
- 海上保安庁長官の指示により、排出油等の防除のための措置を実施
- 原因者(船舶所有者等)の委託により、排出油等の防除のための措置並びに消防船による消火及び延焼の防止等の措置を実施

防災能力の向上

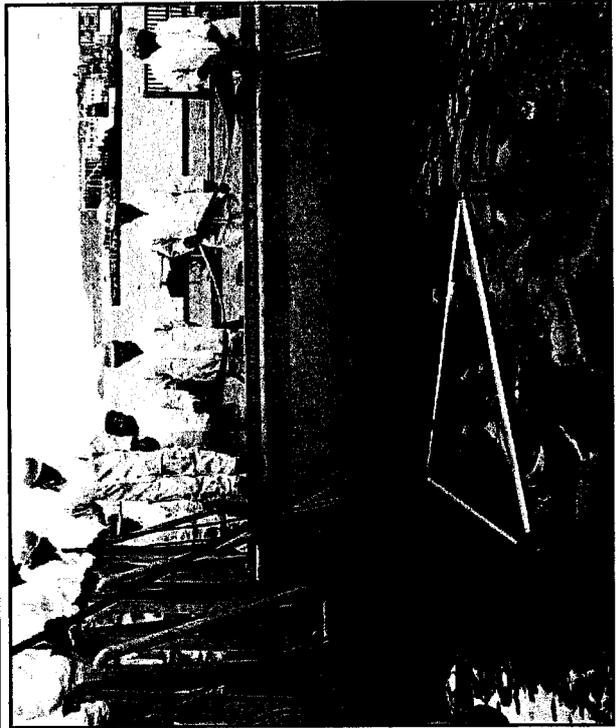
＜事業実施状況＞

	単位	H19年度	H20年度	H21年度
訓練受講生数	人	1,945	2,153	2,168

防災訓練所における消防訓練(船舶機関室火災)



防災訓練所における消防訓練(コンテナート火災)



油回収装置取扱訓練



オイルフェンス展開訓練



油除措置の机上訓練

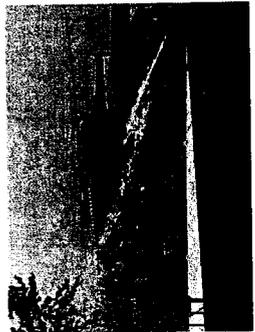
施策・事業シート（概要説明書）

独立行政法人名	海上災害防止センター	事業名	調査研究業務		
担当法人内組織名	総務部調査研究室	事業開始年度	平成15年度		
担当府省・局・課室名	海上保安庁 環境防災課	作成責任者	環境防災課長 河村俊信		
事業/制度の必要性	調査研究業務は、油及び有害液体物質の防除に必要な機械器具及び資材の調査研究、防除等技術の研究開発を行うものであり、その成果を一般に普及させるとともに、当センターが実施する防災措置業務に、その研究成果を迅速にフィードバックさせることにより、適確な防災措置業務の実施を可能にしている。特に、有害液体物質についてはその種類及び性状は千差万別であり、かつ新たに生産されるものも多いため、有害液体物質の防除を適確に実施するためには、これにあわせた調査研究の実施が必要不可欠なものとなっている。				
他の主体（国、自治体、他教法、民間等）による類似事業	民間シンクタンク等				
他の主体（国、自治体、他教法、民間等）との連携・役割分担					
中期目標における記載	<p>○第二期中期目標（期間：平成20年4月1日～平成23年3月31日）</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(4) 調査研究等業務</p> <p>①海上防災体制強化に資する調査研究の実施 センターの技術・能力を活用し、効果的な海上防災措置を行うための資機材の開発など海上防災体制の強化に資する調査研究を実施する。</p> <p>②成果の普及・啓発 調査研究の成果（受託研究を除く。）を広く一般へ普及・啓発する。</p>				
中期計画における記載	<p>○第二期中期計画（期間：平成20年4月1日～平成23年3月31日）</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(4) 調査研究等業務</p> <p>①海上防災体制強化に資する調査研究の実施 過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。</p> <p>②成果の普及・啓発 調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。</p>				
21年度計画における記載	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(4) 究等業務</p> <p>①海上防災体制強化に資する調査研究の実施 受託事業として「石狩LNG基地の海上防災対策に関する調査研究」、「新仙台火力発電所LNG基地における海上防災対策に関する調査研究」を実施する。日本財団助成事業として「タンカー火災の消火に関する調査研究」を実施する。</p> <p>②成果の普及・啓発 これまでの調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で継続公開し、引き続き、成果の普及・啓発を図る。</p>				
目標達成状況 (中期目標等に係る指標の達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	日本財団ホームページ上でのセンター成果物アクセス数の順位	位	65位/5706中	64位/5725中	—
事業/制度の自己評価・他法評価委員会による評価	<p>(自己評価/平成20年度業務実績報告書による報告)</p> <p>平成20年度における取り組み 平成19年度に実施した日本財団助成事業に係る調査研究の成果概要を新たにセンターのホームページ上で公開するとともに、日本財団ホームページで公開しているセンターの調査研究成果一覧へリンクを張り、普及・啓発を図った。</p> <p>(国土交通省評価委員会評価結果) 成果の普及・啓発3点 (政策評価・独立行政法人評価委員会) 指摘なし。</p>				
諸外国での類似事業の例	<p>韓 国：類似事業については、公団（海洋環境管理公団）が実施。</p> <p>その他：英国、米国、ノルウェー等多くの国で、国から独立した機関が実施。</p>				
過去の行革等における指摘事項（整理合理化計画等）	<p>○独立行政法人等整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）</p> <p>以下の3点の枠組みを維持した上で、独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施する方向で検討し、次期中期目標期間中に、必要な措置を講ずる。</p> <p>①緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施</p> <p>②上記①に要した費用のうち、事故船舶所有者等から徴収できない分についての国費による補てん</p> <p>③防災基金への国の関与</p>				
特記事項 (事業/制度の沿革、事業の効率化に向けた取組み、昨年の事業仕分けにおける指摘事項及びその対応等)					

調査研究業務

- 油防除に必要な機械器具及び資材の調査研究、防除技術の研究開発を行い、その成果の普及
【委託者から委託料を受受（受託調査の場合）】

特殊消防ノズルの開発



有害液体物質サンプリング手法の研究



約230件の調査研究(累計)



二重底油タンカー火災の消火方法の研究



国家石油備蓄基地の流出油拡散予測の開発

防災措置業務

- 海上保安庁長官の指示により、排出油等の防除のための措置を実施
- 原因者（船舶所有者等）の委託により、排出油等の防除のための措置並びに消防船による消火及び延焼の防止等の措置を実施

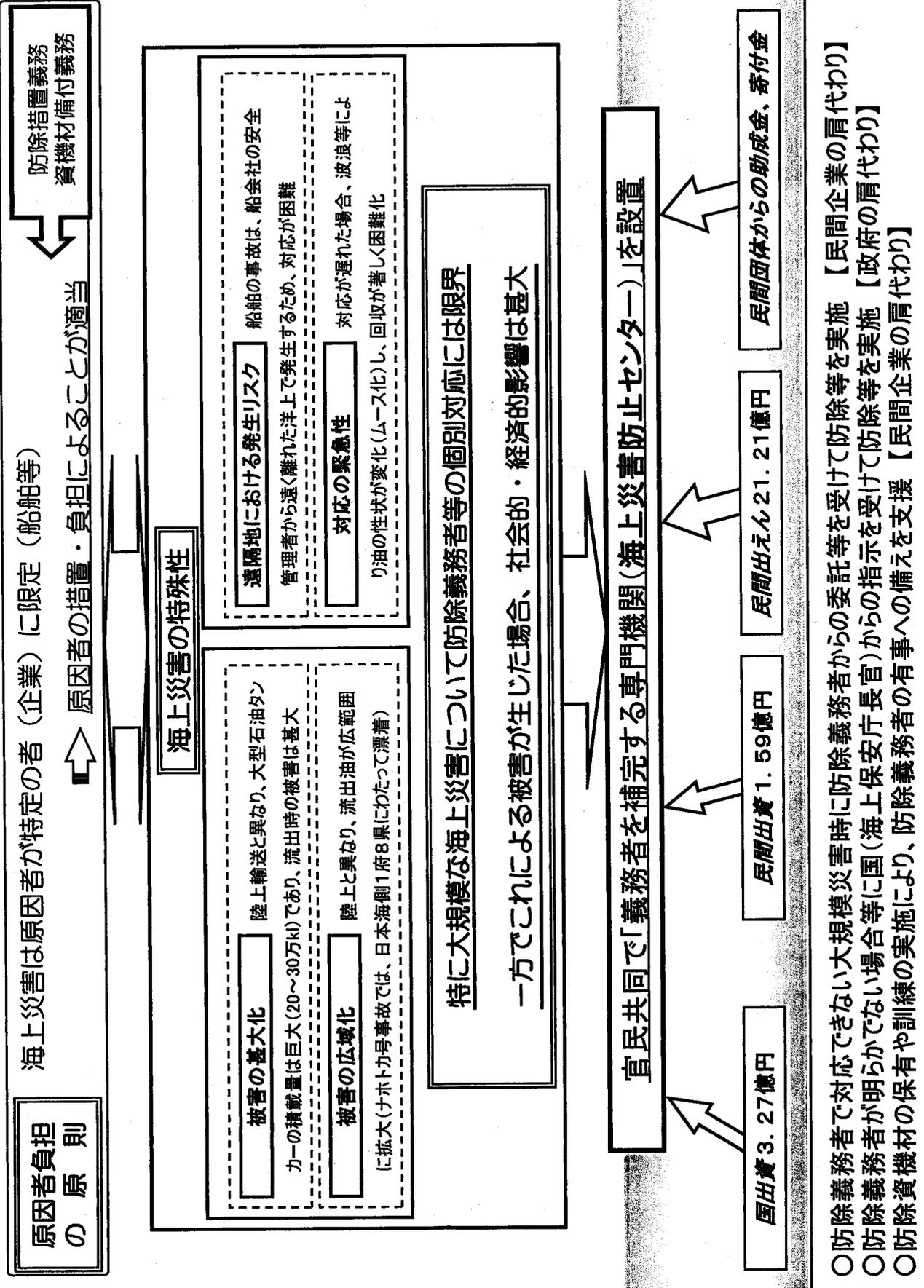
成果

<最近の調査研究事項>

分野	項目名
防災技術・手法関連	<ul style="list-style-type: none"> ・杉樹皮製油吸着材の微生物処理に関する研究 ・HNS海面・大気拡散防止策に関する調査研究
防災計画策定関連	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道における油流出事故緊急時計画策定支援

海上災害防止体制の仕組み(海上災害防止センターの役割)

2



(行革担当部局用)

事業番号A-8-(1)

論点等説明シート (行革担当部局用)	
独立行政法人名	海上災害防止センター
事業名	防災措置業務
論点等	
<p>以下のような防除措置業務の担い手としてのセンターの法人形態のあり方、また、国の関与のあり方についてどのように考えるか。</p> <p>① 海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は事故船舶等からの委託により船舶等から流出した重油等の防除措置を実施。</p> <p>(イ) 海上保安庁長官の指示による場合 (1号業務)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 緊急に防除を行う必要がある場合に、海上保安庁長官の指示に基づき実施、措置に要した費用は原因者から徴収。・ 要した費用のうち原因者から徴収できない分は国費により補填。 <p>(ロ) 事故船舶の所有者等の委託による場合 (2号業務)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事故を起こした船舶の所有者等からの委託に基づき実施。 <p>② 防除措置業務の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none">・ センターからの作業指示に基づき、センターが契約している全国の港湾作業者 161 社が実施。(排出油防除措置に当たる油回収船等については、レンタルにより調達。)・ 初動費用に充てるため、防災基金^(※)を積み立てている(11.39 億円)。 <p>(※) センターの資本金 4.86 億円(国:3.27 億円、民間:1.59 億円)及び日本財団からの出せん金 6.53 億円から成る。</p>	

(行革担当部局用)

事業番号 A-8-(2)

論点等説明シート (行革担当部局用)	
独立行政法人名	海上災害防止センター
事業名	<ul style="list-style-type: none">・ 機材業務・ 訓練業務・ 調査研究業務
論点等	
<p>機材業務、訓練業務及び調査研究業務については、独立行政法人でなくても実施できるのではないか。</p>	
<p>①機材業務</p> <ul style="list-style-type: none">・ オイルフェンスや油処理剤等の資機材を保有し、船舶所有者が必要とする場合に有償契約に基づき供与。・ 事業損益は、平成 18 年度 1.6 百万円、平成 19 年度 31.3 百万円、平成 20 年度 12.4 百万円と各年度黒字。	
<p>②訓練業務</p> <ul style="list-style-type: none">・ タンカー等の船舶の幹部職員に対し消防実習を実施。(法令により受講が義務付け。)・ 模擬機関室等の機械器具を用いた講習が可能であること等の登録要件に適合した者であれば消防実習を実施可能。(現在は、センターのみが登録されている。)・ 事業損益は、平成 18 年度 2.2 百万円、平成 19 年度 46.7 百万円、平成 20 年度 45.1 百万円と各年度黒字。	
<p>③調査研究業務</p> <ul style="list-style-type: none">・ 民間事業者からの受託、日本財団からの助成により、防災業務に関する調査研究業務を実施。・ 事業損益は、平成 18 年度 17.1 百万円、平成 19 年度 33.3 百万円、平成 20 年度 23.8 百万円と各年度黒字。	

ワーキンググループA

(事業番号) A-8

(項目名) 防災措置業務等

(法人名) 海上災害防止センター

(1) 防災措置業務

(2) 機材業務

(3) 訓練業務

(4) 調査研究業務

評価者のコメント

- 独立行政法人整理合理化計画に沿った形で公益法人の業務として実施することを検討。利益剰余金の国庫への吸上げの可否、方法の検討
- 民間ですでに主導して行われている事業、利益も出している。3.27億円の出資額相当も、国に戻してもらおう。
- 役員数を見直し、民間法人化すべき。
- 積立金・剰余金を返納すべき(余りにも利益と積立金が多い(40億円近くある))。
- 契約料の増大で民間の負担になっているのではないか。4名中3名の天下りも多すぎる。
- 海上保安庁長官の指示で行う防災措置業務を残せる形で、公益法人や民営化を検討すべき。その後、基金の規模が適正か検討し、必要額を国に戻す。
- 独立行政法人としては廃止して、公益法人への転換を。民間負担金等の適切な見直し。剰余金の取扱いは、国と協議。
- 公権力行使的な部分について法的手当てをした後に、公益法人を含む民間組織に組織替えすべきと考える。
- 公益法人への移行を軸に考えつつ、政府が法整備(会計などのルール取決め)を早急に進

めるべき。

- 独立行政法人から公益法人に移す(長官の指示で動いた費用の求償の問題解決が前提)。すでに民間との関わりが非常に強いことから独立行政法人という形態の継続は問題があるだろう。
- 特に防災措置業務の中で公権力の行使に当たる部分があるとするれば、その点を整理した上で、独立行政法人以外の適切な組織形態の在り方について検討されたい。
- 担う法人については更なる検討が必要と考える。組織的部分については、わかりにくい。

WGの評価結果

(1)防災措置業務

(2)機材業務

(3)訓練業務

(4)調査研究業務

実施主体は公益法人などの民間主体
(事業規模は現状維持)

<対象事業>

- ・ 事業の実施は民間の判断に任せる 2名
- ・ 他の法人で実施 7名
(事業規模 縮減 4名、現状維持 3名)
- ・ 当該法人が実施 2名
(事業規模 現状維持 2名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 1名

とりまとめコメント

他の法人で実施するとしたもののコメントの中には、民営化若しくは公益法人の形で行った方がよいのではないかとする意見、あるいは、公益法人とする場合にも、指定法人のような形であれば、利益がどんどん出るような形は見直していくべきではないかという意見があった。

事業についての仕分けであるので、独立行政法人をどうするかということではないが、その際組織をそのまま改変するかどうかは別として、事業については公益法人のような形で行っていただくことが適切と考える。

仮に独法を解散した場合には、その資産の一部について、ルールを決めて、国庫に返納すべきとした意見もあった。

事業規模に関する評決については割れているが、事業規模は現状維持とするものがやや多かった。

したがって、実施主体は公益法人などの民間主体で行っていただき、事業規模は現状維持としたい。

